

税務グループ第1回考査

試験問題

注意事項

<補習生カードを通路側に置いて、番号が確認できるようにしてください>

- 試験開始の合図により、試験を始めてください。それまでこの冊子を開くことを厳禁とします。
- この冊子の最後の頁には、「以上」の記載があります。試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 解答は配付した解答用紙で作成してください。解答にあたっては、黒のボールペン又は黒の万年筆で行ってください。こするとインクが消えるボールペンは使用不可とします。鉛筆や黒インク以外、こするとインクが消えるボールペンで解答した答案は試験を無効とし、採点いたしません。
- 所属補習所、補習生カード番号、氏名について、各解答用紙の記入欄に漏れのないよう確実にすべて記入してください。未記入項目がある場合は、その解答用紙を採点しない場合があります。
- 解答用紙は、白紙の場合も必ず提出してください。
- 問題に関する質問には一切応じません。
- 試験時間は2時間です。試験開始 60 分後から試験終了 10 分前までの間は、途中退室を認めます。途中退室する場合は、必ず解答用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置き、静かに退室してください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
筆記用具（ペンケースから取り出すこと）、定規、修正液（修正テープ）、電卓（規定のもの）及び腕時計又は懐中時計。スマートウォッチ（試験監督者がスマートウォッチかどうか判断しづらい腕時計を含む）、ストップウォッチ、キッチンタイマー、置時計は使用できません。
腕時計又は懐中時計は机の上に置いて使用してください。また、使用が認められているもの以外はカバン等にしまい、荷物は全て足元に置いてください。試験開始後は、カバン等から荷物を取り出すことはできません。また、使用が認められていないものを所持していた場合は、試験監督者の判断で不正行為とみなし、試験を無効といたします。
- 携帯電話やスマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等の通信機器は、電源を切ったうえでカバン等にしまってください。
- 水分補給のため、外装フィルムを剥がしたふた付きペットボトル 700ml 以下のもの 1 本に限り試験中に机の上に置くことができます。
- 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手のうえ試験監督者の指示に従ってください。
- 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、速やかに解答用紙を番号順に揃え、裏返して自分の座席の机の上に置いてください。
- 不正を行った者には直ちに退場を命じ、その日の考査は無効とします。

（解答用紙の氏名等記載例・マークシート記入例）

※1：所属補習所・支所は自身が所属する[東京・東海・近畿・九州・札幌・仙台・長野・新潟・静岡・金沢・広島・高松]のいずれかを記載すること

※2：補習生カード番号を記載し、丁寧にマークすること。また、誤ってマークした場合は、修正液（修正テープ）で綺麗に消すこと

所属補習所・支所	補習生カード番号(9桁)									
	番号	2	0	2	3	0	1	2	3	4
東京										
氏名	0	①	●	①	①	●	①	①	①	①
会計 太郎	1	①	①	①	①	①	●	①	①	①
	2	●	②	●	②	②	②	●	②	②
<注意>	3	③	③	③	●	③	③	③	●	③
補習生カード番号を記載し、番号を丁寧にマークしてください。綺麗にマークされていない場合、正しく採点されない場合があります。	4	④	④	④	④	④	④	④	④	●
※黒のボールペン又は黒の万年筆を使用すること。	5	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
※誤ってマークした場合は、マークの跡が残らないよう、修正液（修正テープ）で綺麗に消すこと。	6	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥
	7	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
	8	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧	⑧
	9	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨	⑨

問題 1 資産課税の全体像、相続税法、贈与税、譲渡所得課税概論【配点 30 点】

問 1 以下の文章の空欄①～⑧に当てはまる語句又は数値を答えなさい。

- (1) 相続税の納税義務者のうち、相続又は (①) により財産を取得した次に掲げる者であって、当該財産を取得したときにおいてこの法律の施行地に (②) を有するもので、(③) でない (④) については、その者が相続又は (①) により取得した財産の (⑤) に対して相続税が課税される。
- (2) 相続により財産を取得した者がその相続開始前 (⑥) 以内にその相続に係る被相続人から (⑦) による贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額は相続税の課税価格に加算される。ただし、令和 5 年度税制改正により延長された部分の贈与に係る部分のうち、総額 (⑧) 円までは加算されない。

問 2 A は令和 5 年 10 月 15 日に死亡し (享年 75 歳)、相続が発生した。当該相続に関連し、以下の [資料 1] ～ [資料 3] に基づき、次の (1) ～ (4) の問いに答えなさい。なお、解答に際し、計算を要するものは全て計算式を記載すること。

(注) 計算結果のみ記載されている場合、仮に、記載された数値が正しい場合でも誤答とする。

[資料 1] A の法定相続人は以下のとおりである。

妻 B (72 歳)、長男 C (45 歳)、次男 D (43 歳)

[資料 2] A の令和 5 年 10 月 15 日現在の財産及び債務の相続税評価額は以下のとおりである。

1. A の財産

- ・現金預金 1 億 8,000 万円
- ・生命保険金 4,000 万円 (被保険者 A、受取人 B)
- ・居住用不動産 1 億 2,000 万円 (土地 9,000 万円、建物 3,000 万円)
- ・賃貸用不動産 7,000 万円 (土地 5,000 万円、建物 2,000 万円)
- ・上場株式 4,000 万円
- ・その他 800 万円

2. A の債務

- ・借入金 4,500 万円
- ・未払金 200 万円

[資料 3] A の相続に関し、法定相続人による遺産分割協議の結果の一覧

内訳	B	C	D	計
<財産>				
現預金	6,000 万円	6,000 万円	6,000 万円	1 億 8,000 万円
居住用不動産	—	1 億 2,000 万円	—	1 億 2,000 万円
賃貸用不動産	—	—	7,000 万円	7,000 万円
上場株式	600 万円	—	3,400 万円	4,000 万円
その他	800 万円	—	—	800 万円
<債務>				
借入金	—	2,160 万円	2,340 万円	4,500 万円
未払金	—	—	200 万円	200 万円

- (1) 基礎控除の金額を計算しなさい。
- (2) 課税遺産総額を計算しなさい。なお、解答に当たって、小規模宅地等の評価の特例は考慮しなくて良い。
- (3) (2)を民法第900条の規定に従って相続する場合の相続税の総額を計算しなさい。
- (4) [資料3]に基づき、C、Dが負担する相続税額を計算しなさい。なお、計算の過程で生じた端数は、C、Dの相続税額について、円未満を切り捨てて解答しなさい。

[相続税の速算表]

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超から3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超から5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超から1億円以下	30%	700万円
1億円超から2億円以下	40%	1,700万円
2億円超から3億円以下	45%	2,700万円
3億円超から6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

問3 問2の事例において、次の(1)～(3)の問いに答えなさい。

- (1) Dは令和6年7月23日に相続により取得した賃貸用不動産を譲渡価額9,000万円(消費税及び地方消費税の額250万円を含む)で譲渡し、譲渡費用165万円を譲渡時に支払った。当該土地は、Aが平成12年8月10日に3,000万円で取得し、その後建物を建設している。譲渡直前の建物の帳簿価額は2,350万円であり、相続時の相続税評価額はそれぞれ問2のとおりである。Dの令和6年分の所得税の確定申告に当たり、当該賃貸用不動産の譲渡に係る譲渡所得の金額を答えなさい。なお、Dは消費税の適格請求者発行事業者には該当せず、また、譲渡所得の計算に当たっては、Dの納税額が最も小さくなるように計算することとし、相続税の取得費加算の計算は考慮しなくて良い。解答に際し、計算を要するものは全て計算式を記載すること。

(注) 計算結果のみ記載されている場合、仮に、記載された数値が正しい場合でも誤答とする。

- (2) 仮に、Aは公正証書遺言書を作成しており、遺言書において、株式会社E(同族会社ではない)に上場株式のすべて及び現預金2,500万円を相続させる旨の記載があった場合、以下の問い①、②に答えなさい。
 - ① 遺言書に従い行われる、株式会社Eに対する上場株式及び現預金の譲与についての課税関係について、(ア)誰の、(イ)税目、(ウ)課税標準の金額を答えなさい。また、上場株式の取得価額は3,200万円、相続税評価額は問2のとおりで、相続開始時の時価は4,800万円であった。なお、課税が生じない場合には、(ア)に「なし」と記載しなさい。
 - ② 株式会社Eが課税を受ける場合、その(エ)税目、(オ)課税標準の金額を答えなさい。なお、課税が生じない場合には、(エ)に「なし」と記載しなさい。
- (3) 令和6年中にBがCに対して現金2,800万円を贈与した場合に、Cが相続時精算課税方式を採用し贈与税の申告を行う場合の令和6年中のCの贈与税の課税標準の金額を答えなさい。

問題2 所得税法概論【配点 30 点】

問1 所得税における以下の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

- ア：所得税は、原則として個人の所得に対して課される租税として、直接税の代表的な存在であり、令和4年度の我が国の予算において、租税及び印紙収入の31.2%に当り、2番目に大きな割合を占めている租税である。
- イ：所得税において、非課税所得は、社会政策その他の見地から、原則として何らの手続きを要することなく、課税の対象から除外されるが、損失が生じた場合は、所得の金額の計算上、損失を控除することができる。
- ウ：所得税において、資産から生ずる所得が誰に帰属するかについては、その収益の起因となる資産の真実の権利者が誰であるかによって判定すべきであるが、それが明らかでない場合は、その資産の名義者を真実の権利者であるものと看做して判定する。
- エ：国内に住所の他に事業に係る事業場を有する納税者は、住所地に代えて事業場等の所在地を納税地として届け出ることにより選択することができる。

問2 所得の金額の計算における必要経費に関する次の記述のうち、最も不適切なものを一つ選びなさい。

- ア：所得税では、納税者が事業用の固定資産の減価償却費を必要経費に算入しないで所得の計算をしても、必ず必要経費に算入する（強制償却）旨の規定となっているため、当初確定申告で必要経費に算入していなくても、減価償却費は必要経費に算入される。
- イ：非事業用の減価償却資産を事業用に転用した場合における未償却残高の計算上、法定耐用年数を1.5倍とした上で転用時までの減価償却費を計算できるが、転用後の減価償却費の計算上、取得から転用時までの既経過期間を、いわゆる「中古資産の耐用年数」における耐用年数の全部又は一部を経過した期間とすることはできない。
- ウ：妻の所有する店舗で事業を営む個人事業主は、妻に支払う賃借料を自己の事業の必要経費に算入することはできない。また妻も受取った賃貸料収入を不動産所得として確定申告することはできない。
- エ：事業的規模に満たない不動産の貸付けを行っている納税者が、当該固定資産を取壊した場合、取壊した資産の未償却残高に相当する除却損や取壊し費用は、当年分の不動産所得を限度として必要経費に算入される。
- オ：青色事業専従者に支払う給与を必要経費に算入する場合、原則として実際に給与を支給することが必要となるが、白色申告における事業専従者控除額は実際に支払わなくても必要経費に算入できる。

問3 税額控除の記述として、最も適切なものを一つ選びなさい。

- ア：証券会社の特定口座（源泉徴収有）を確定申告する場合において、上場株式等の配当と上場株式等の譲渡損失が生じている場合、特定口座内で損益通算され源泉徴収されるため、上場株式等の配当は申告分離課税しか選択できないことになり、総合課税を選択して配当控除の適用を受けることはできない。
- イ：分配時調整外国税相当額控除は、集団投資信託の収益の分配を受ける場合、外国で納めた税金を国内で源泉徴収する段階で所得税から控除し二重課税を調整するもので、確定申告しなくても控除されている。
- ウ：政党等寄附金特別控除は、所得控除と税額控除のいずれを選択した方が納税者にとって有利となるかは所得の多寡如何によるため、とりあえず税額控除により確定申告した後に不利が判明した場合、所得控除により更正の請求は可能である。
- エ：居住用財産の3,000万円の特別控除の適用を受けた年は、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができない。加えてその前2年、後3年の合計6年間は適用がない。
- オ：居住者が認定長期優良住宅を取得し居住の用に供した年に税額控除の適用を受け、控除しきれない残額がある場合は翌年に繰越して控除することができるが、翌年の合計所得金額が3,000万円を超えると前年分も遡って税額控除をすることができなくなる。

問4 確定申告関連の記述として、最も適切なものを一つ選びなさい。

- ア：特定口座（源泉徴収有）において、上場株式等の配当がある個人が確定申告をしていない場合、期限後5年以内であれば確定申告書を提出することができる。
- イ：特定口座（源泉徴収有）において、上場株式等の譲渡損失がある個人がその年分の確定申告をしていない場合、その年分以後の年分についての確定申告の有無に拘わらず、期限後3年以内であれば確定申告書を提出し、損失を繰越すことができる。
- ウ：給与所得者（一勤務先のみで年末調整済み）であっても、医療費控除を受けるには必ず確定申告をしなければならないが、その場合、給与所得及び退職所得の合計額が20万円以下の所得（同族会社の役員等で、その同族会社からの貸付金利息などを除く）については、その所得を除いて申告できる。
- エ：居住者（非永住者を除く）が、財産債務調書を税務署長に提出している場合、財産債務調書に国外財産を明示して記載している場合は、5,000万円を超える国外財産を有していても、国外財産調書を提出しなくてよい。
- オ：疎遠であった被相続人（除籍謄本によると死亡日は令和5年11月1日頃から12月1日頃と記載）の死亡を警察からの連絡により令和5年12月20日に知った場合、被相続人の準確定申告は死亡日の最も遅い令和5年12月1日から4ヶ月以内の令和6年4月1日までに行わなければならない。

問5 下記の【条件】の給与所得者である日本太郎に、設問（1）～（7）の所得や所得控除があるとした場合、日本太郎の令和5年分の所得税等及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の確定申告書に記載すべき金額（負数になる場合は、金額の前に「△」を付けること）を各設問に従って答えなさい。

なお、複数の申告方法が選択し得る場合は、所得税等の有利不利のみを考慮して有利な方法を選択するものとする。

解答に当たっては、問題文末に記載している《参考》速算表等及び所得税等の申告書第一表を参考にしなさい。

【条件】

- 職 業：日本株式会社（以下「日本株」という。株式は日本太郎が100%所有）の取締役
- 家 族：日本花子(昭和50年3月3日生) 特別障害者
日本一郎(平成16年8月15日生) 子
- 条 件：日本太郎は勤務する日本株の給与以外に他の所得は一切ないものとして年末調整を行っている（令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書に日本株からの給与以外は記載していない）。
上記以外の情報は、次に示す日本太郎の「令和5年分 給与所得の源泉徴収票」から読み取りなさい。

令和 5 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	102-0074 東京都千代田区九段南		(受給者番号) 01					
				(役職名)					
	氏名	(フリガナ) ニホノタロウ 日本太郎							
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額					
給料・賞与	内 9,600,000 円	7,540,000 円	3,580,000 円	内 372,100 円					
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数	
		老人	特定	老人	その他	特別	その他		
有 従有	円	人 従人	内 人 従人	人 従人	人	人 従人	人 従人		
○	380,000	1			1	1			
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額			
内 1,200,000 円		100,000 円		40,000 円					
(摘要)									
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額				
	50,000 円		30,000 円		70,000 円				
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用款	居住開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等年取高(1回目)				
	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等年取高(2回目)				
(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ) 日本花子	区分	配偶者の合計所得		国民年金保険料等の金額	国民年金保険料の金額	17,000 円		
	氏名		0		基礎控除の額	所得金額調整控除額	110,000 円		
控除対象扶養親族	(フリガナ) 日本一郎	区分	16歳未満の扶養親族		(フリガナ)	区分			
	氏名				氏名				
	(フリガナ)	区分			(フリガナ)	区分			
	氏名				氏名				
未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特 別 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	
				中途就・退職			受給者生年月日		
				就職	退職	年 月 日	元号	年 月 日	
							昭和	35 01 21	
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都千代田区丸の内							
	氏名又は名称	日本株式会社 (電話)							

受給者交付用

(1) 事業収入 2,000,000 円 (必要経費 1,700,000 円) 及びアパート 8 室に対する賃貸料収入 5,400,000 円 (必要経費 4,900,000 円) がある場合の「所得金額等 事業 営業等 ①」の金額を計算しなさい。いずれも青色申告の記帳要件等を備え、電子申告している。

(2) 事業収入 1,200,000 円 (必要経費 1,700,000 円) 及びアパート 8 室に対する賃貸料収入 4,800,000 円 (必要経費 4,500,000 円) がある場合の「所得金額等 合計 ⑫」の金額を計算しなさい。いずれも青色申告の記帳要件等を備え、電子申告している。

- (3) 公的年金収入 675,000 円（源泉徴収税額はない）及び日本株に対する貸付金の利子 50,000 円を受取っている場合の「所得金額等 合計 ⑫」を計算しなさい。
- (4) 3 年前に父から相続した金地金（父も 20 年前に祖父から相続し、取得価額は不明）を 800,000 円で売却した。また、養老保険の満期保険金 3,000,000 円（契約者は日本太郎、保険料累計 2,120,000 円）も受け取っている。この場合の「所得金額等 総合譲渡・一時 ⑪」の金額を計算しなさい。
- (5) 以下の特定口座年間取引報告書の一部（記載部分以外はない）がある場合の「税金の計算 申告納税額 ④⑨」を計算しなさい。

（配当の額及び源泉徴収税額等）

種類	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)
④株式・出資又は 基金	300,000 円	45,945 円	15,000 円

- (6) 居住用不動産を 5,000 万円で譲渡した。取得費や譲渡費用の必要経費合計は、3,300 万円であった。なお、租税特別措置法第 35 条の 3,000 万円控除の適用要件は満たしている。この場合の「所得から差し引かれる金額 ⑬から⑭までの計 ⑮」を計算しなさい。
- (7) 以下の寄附金と医療関係の支払いがある場合の「所得から差し引かれる金額 合計 ⑲」を計算しなさい。

【寄附金】

内 容	金 額	手続実施日	支払方法
大阪府泉佐野市へのふるさと納税	100,000 円	R5.6.7	翌週に振込
宮崎県都城市へのふるさと納税	80,000 円	R5.12.31	当日カード

【医療関係】

内 容	金 額	診療等日	支払方法	補てん額
ICL(眼内コンタクト)費用	600,000 円	R5.5.7	当日カード	-
人間ドック費用(下記癌発見)	120,000 円	R5.10.10	当日現金	-
癌の手術代	350,000 円	R5.11.10	当日振込	500,000 円
癌の高度先進医療費(自費)	800,000 円	R5.11.15	当日現金	100,000 円
審美歯科矯正治療費	500,000 円	R5.11.28	当日現金	-
癌の入院治療費 12 月分	400,000 円	R5.12.28	当日カード	※60,000 円

クレジットカードの引落とし日は、月末締め翌月 20 日

※12 月分の入院治療費に対する補てん額（高額療養費）は、令和 6 年 4 月に支給決定され、同月に入金された。

《参考》

給与所得控除額の速算表（一部抜粋）

給与等の収入金額	給与所得控除額
6,600,000 円超 8,500,000 円以下	収入金額×10%+1,100,000 円
8,500,000 円超	1,950,000 円

所得金額調整控除

場合	所得金額調整控除額
子ども・特別障害者等を有する者	(給与等の収入金額(※1)－850万円) ×10%
給与所得と年金所得の双方を有する者	{給与所得控除後の給与等の金額(※2) + 公的年金等に係る雑所得の金額(※2)}－10万円

(※1) 1,000万円超の場合は1,000万円 (※2) 10万円超の場合は10万円

特別控除額

譲渡所得	50万円（最高）
一時所得	50万円（最高）

公的年金等に係る雑所得の速算表（一部抜粋）

年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等以外の所得金額の合計額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満※	60万円超 130万円未満	収入－60万円	収入－50万円	収入－40万円

※昭和34年1月2日以後生まれ

医療費控除額

(支払った医療費の額－保険金などで補てんされる金額) － (①と②の少ない方の金額)
① 10万円
② 総所得金額等×5%

障害者控除

区分	控除額
一般の障害者	270,000円
特別障害者	400,000円
同居特別障害者	750,000円

扶養控除

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族		380,000 円
特定扶養親族(19 歳以上 22 歳以下)		630,000 円
老人扶養親族 (70 歳以上)	同居老親等以外	480,000 円
	同居老親等	580,000 円

配偶者控除

居住者の合計所得金額	控除額 (一般の控除対象配偶者)
900 万円以下	380,000 円
900 万円超 950 万円以下	260,000 円
950 万円超 1,000 万円以下	130,000 円
1,000 万円超	適用なし

基礎控除

居住者の合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	480,000 円
2,400 万円超 2,450 万円以下	320,000 円
2,450 万円超 2,500 万円以下	160,000 円
2,500 万円超	適用なし

配当控除

課税総所得金額等	配当控除額
1,000 万円以下	配当所得の金額×10%
1,000 万円超	※(A)×5% + (配当所得の金額のうち(A)以外の部分の金額)×10%

※(A) 配当所得のうち課税総所得金額から 1,000 万円を差し引いた金額に達するまでの部分の金額

所得税の速算表

課税される所得金額(千円未満端数切捨て後)	税率	控除額
1,000 円から 1,949,000 円まで	5%	0 円
1,950,000 円から 3,299,000 円まで	10%	97,500 円
3,300,000 円から 6,949,000 円まで	20%	427,500 円
6,950,000 円から 8,999,000 円まで	23%	636,000 円
9,000,000 円から 17,999,000 円まで	33%	1,536,000 円
18,000,000 円から 39,999,000 円まで	40%	2,796,000 円
40,000,000 円以上	45%	4,796,000 円

復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 2.1%

問題3 消費税法概論、消費税法の実務【配点 40 点】

問1 下記は、仕入税額控除に係る要件等を定めた消費税法第30条の抜粋である。これをよく読んで各問題に答えなさい。

第1項

事業者(1) (第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く(2)。) が、国内において行う課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第45条第1項第2号に掲げる消費税額(以下この章において「課税標準額(3)に対する消費税額」という。)から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る適格請求書(第57条の4第1項に規定する適格請求書(4))をいう。第9項において同じ。)又は適格簡易請求書(第57条の4第2項に規定する適格簡易請求書(4))をいう。第9項において同じ。)の記載事項を基礎として計算した金額その他の政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この章において同じ。)、当該課税期間中に国内において行った特定課税仕入れに係る消費税額(当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。)につき課された又は課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

1. 下線(1)の「事業者」とは何を示すものか具体的に記載しなさい。
2. 下線(2)の「消費税を納める義務が免除される事業者」について定めた消費税法第9条第1項の規定は以下のとおりである。文中の空欄①～⑤に記載されるべき適切な語句又は数詞を答えなさい。

事業者のうち、その課税期間に係る(①)における(②)が(③)である者((④)を除く。)については、第5条第1項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の(⑤)及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

3. 文中の に当てはまる適切な値を分数の形式で記載しなさい。

4. 下線(3)の「課税標準額」に関する下記の(ア)～(エ)の記述について、その内容が正しい場合には解答用紙の該当する箇所に○を、誤っている場合には×を付しなさい。

(ア) 法人が資産を当該法人の役員に対して贈与した場合には、当該資産の贈与時の時価が対価となる。

(イ) 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費した場合には、その消費時における当該資産の時価に相当する金額が対価の額となる。

(ウ) 代物弁済によって資産の譲渡をした場合には、当該代物弁済により譲渡をする資産の譲渡時の時価に相当する金額が対価の額となる。

(エ) 資産の交換が行われた場合には、当該交換により取得する資産の取得時の時価に相当する金額が対価の額となる。

5. 下線(4)の適格請求書と適格簡易請求書のそれぞれの法定要件を充足する記載事項の違いについて答えなさい。

問2 以下の各取引に関し**消費税法上の取り扱い**について、それぞれの解答用紙の形式に沿って金額を明らかにした上で説明しなさい。

1. 顧客A（適格請求書発行事業者ではない）から、20,000円（税抜。税率は10%）の仕入れを行い、当該仕入れに関し会計処理を行なった。

2. 得意先Bへの前月の製品売上55,000円（税込）に関し、同社との事前の取り決めに従い、振込手数料550円（税込）を差し引かれた54,450円が入金された。

3. 消費税簡易課税制度選択届出書を提出している当社が、業務委託先である個人C（適格請求書発行事業者ではない）から、100,000円（税抜。税率は10%）の請求書を受け取り、当該請求書に関する会計処理を行った。

以 上